

阪神・淡路大震災以後の通信・連絡手段の充実策について

- 1 国や自治体で災害時の通信・連絡手段の確保と関係機関の連携強化のため、阪神大震災以降、以下のとおり専用通信網を整備した。

通信回線の新設と高機能化

- ・通信回線のデジタル化、大容量化
- ・ヘリコプター、船舶等による被災映像の収集・強化を図るために映像伝送システムの拡充と、その被害映像を総理大臣官邸、国の災害対策本部等に配信する映像伝送回線を整備
- ・被災した都道府県の災害対策本部と総理大臣官邸及び国の災害対策本部を直接結ぶため、47都道府県との間に緊急連絡用回線を整備

リダンダンシーの確保

- ・地震発生直後の震度情報の収集や地震津波情報の伝達にあたっては、地上の通信回線の他に、衛星回線を使用するなど通信回線を二重化（別紙参照）
- ・多重通信回線の2ルート化
- ・首都直下の地震等により既存の通信網が使用できなくなった場合に備え、防災関係機関に衛星通信装置を整備

施設の耐震化

- ・通信用の鉄塔、局舎、設備に対する耐震対策の強化

- 2 今後は、通信ネットワークの多ルート化・高機能化の推進を図る。

通信回線のデジタル化、大容量化

- ・ヘリコプターテレビ映像伝送システムの拡充・整備
- ・地域衛星通信ネットワークの高機能化（第二世代化）
- ・ヘリコプター位置情報システムの整備
- ・消防・救急無線、市町村防災行政無線のデジタル化

リダンダンシーの確保

- ・既存の通信網の他に可搬型衛星通信用地球局を整備